

6. 国保組合に対する国庫補助の見直し

平成24年度予算(案) (国保組合関係)

【23年度予算】 【24年度予算(案)】

◎定率補助	2,106.6億円	→	2,076.8億円 (▲29.8億円)
◎調整補助金	1,058.8億円	→	1,059.8億円 (+ 1.0億円)
◎出産育児一時金補助金	25.6億円	→	24.6億円 (▲ 0.9億円)
◎高額医療費共同事業補助金	22.2億円	→	22.2億円 (± 0.0億円)
◎事務費負担金	26.0億円	→	26.6億円 (+ 0.7億円)
◎特定健診・保健指導補助金	12.1億円	→	12.2億円 (+ 0.1億円)
計	3,251.3億円	→	3,222.3億円 (▲29.0億円)

(注) 各項目をそれぞれ四捨五入している。

【これまでの経緯】

行政刷新会議の事業仕分けの結論(平成22年11月16日)

○ 見直しを行う(所得水準の高い国保組合に対する定率補助の廃止)

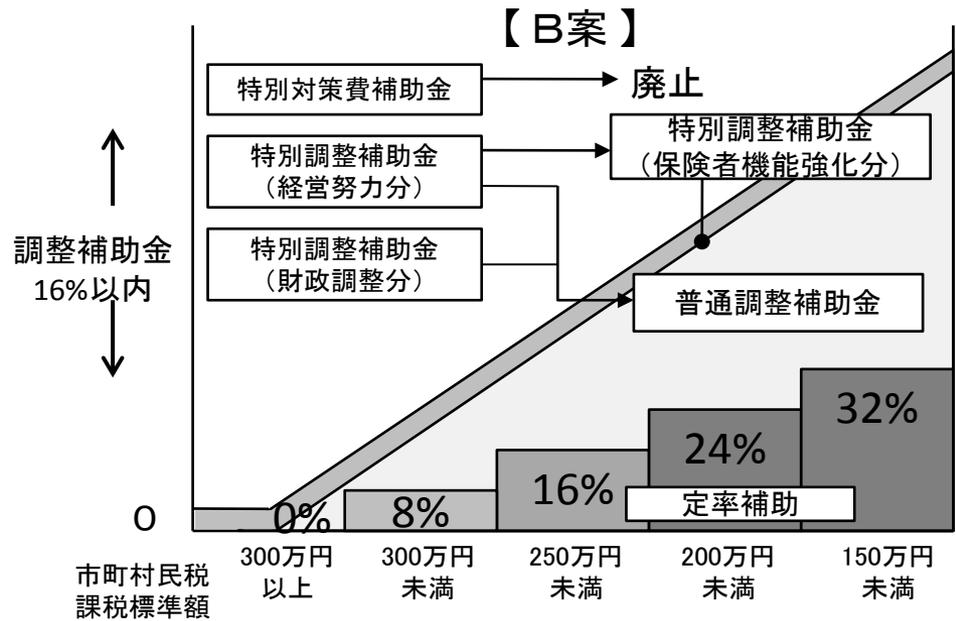
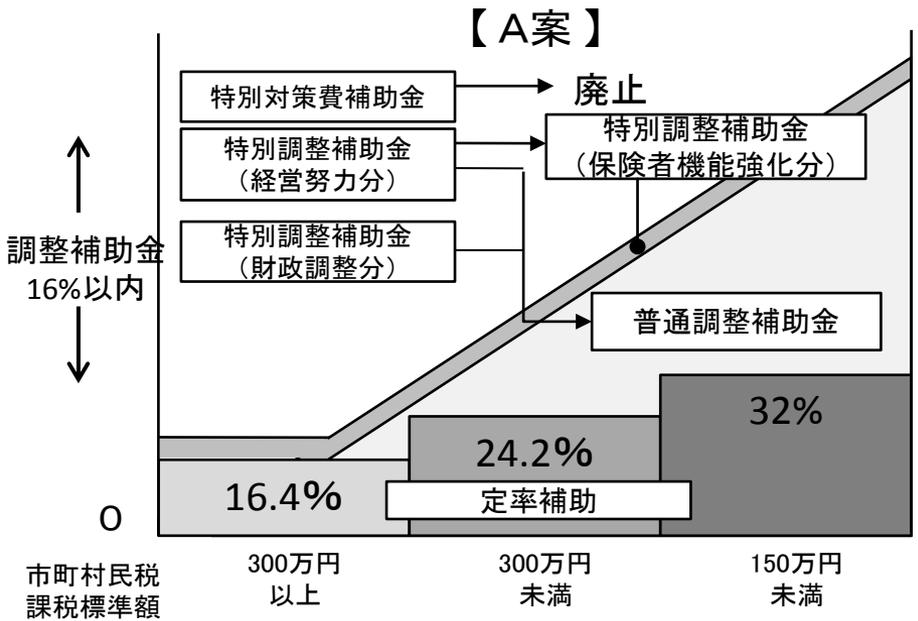
【とりまとめコメント】

それぞれの組合ごとの所得階層が大きく異なっているため、所得の低い皆さんの集団である国保組合については、従前どおりのしっかりとした補助を、その代わり所得の高い人たちが集まっている国保組合についてはゼロも含めて、厚生労働省B案で進んでいただきたいということを結論とする。

【B案】

○ 「定率補助」は5段階。所得水準の高い国保組合の補助率は、0%

(参考) A案 「定率補助」は3段階。補助率は、協会けんぽの水準(16.4%)以上



平成23年度予算大臣折衝の合意事項(平成22年12月17日)

○所得水準の高い国民健康保険組合への補助金の見直しについて

国民健康保険組合(以下、「国保組合」という。)に対する国庫補助の見直しについては、以下の基本的な方針に沿って行うものとする。

1. 事業仕分けの結論を踏まえた見直し内容

行政刷新会議「事業仕分け」において、所得水準の高い国保組合に対する定率補助を廃止するとされたことを踏まえ、保険者間の給付と負担の公平を図るため、事業仕分けの結論に沿って、見直しを行う。

2. 見直しの時期

見直し内容のうち、国民健康保険法の改正が必要な事項については、厚生労働省は、国保組合の財政運営に配慮しつつ、平成24年4月からの実施を念頭に、所要の法律改正案を次期通常国会に提出することを目指す。

法律改正が必要のない事項については、所要の政省令改正を行い、平成23年度当初から直ちに実施する。

調整補助金・特別対策費補助金の見直し(23年度～)

【平成22年度】



【見直し後(平成23年度～)】

<p>○普通調整補助金(813億円)</p> <p>・10段階区分に応じた補助率(0～23%)により交付</p>	<p>① 平成23年度から配分方法を見直し、従来の「財政調整分」や市町村国保の普通調整交付金と同様の仕組みとする。</p> <p>② 特別調整補助金の「経営努力分」と「財政調整分」を段階的に廃止し、普通調整補助金に統合。</p> <p>* 調整補助金の総枠を給付費等の「15%以内」から「16%以内」とする。 (国保法の改正が必要)</p>	
<p>○特別調整補助金(230億円)</p>	<p>○財政調整分(37億円)</p> <p>・「調整対象需要額－調整対象収入額」を補填</p>	<p>平成23年度で廃止し、予算枠を普通調整補助金に統合。</p>
	<p>○経営努力分(190億円)</p> <p>・各組合の医療費適正化等への取組状況を点数評価し、配分額を決定</p>	<p>平成23年度から段階的に廃止し、予算枠を普通調整補助金に統合。 ・23年度 2/3 → ・24年度 1/3 → ・25年度 ゼロ</p>
	<p>○原子爆弾被爆者医療費等への支援(2億円)</p> <p>・原子爆弾被爆者の医療費が一定割合以上の組合等に対して財政支援</p>	<p>従前どおり。</p>
	<p>—</p>	<p>○保険者機能強化分を平成23年度から創設。(60億円程度の枠)</p> <p>・保険者機能強化に資する事業を行った場合に補助</p>
<p>○特別対策費補助金(26億円)</p> <p>・国保組合が各種事業を行った場合、その費用を補助</p>	<p>平成23年度で廃止。 (内容を整理し、特別調整補助金(保険者機能強化分)へ)</p>	

II 医療・介護等

○保険者機能の強化を通じて、医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化などを図る。

d) その他

- ・ 総合合算制度、低所得者対策・逆進性対策等の検討
- ・ 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し、**国保組合の国庫補助の見直し**
- ・ 高齢者医療費制度の見直し（高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど）

3. 医療・介護等②

(6) 国保組合の国庫補助の見直し

- 保険者間の公平を確保する観点から、所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直しを行う。

医療保険制度改革の一環として、来年の通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら引き続き検討する。

社会保障・税一体改革素案（抜粋）

平成24年1月6日
政府・与党社会保障改革本部決定

3. 医療・介護等②

(5) 国保組合の国庫補助の見直し

- 保険者間の公平を確保する観点から、所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助を見直す。

医療保険制度改革の一環として、平成24年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。